

2014年2月15日

各位

会社名	東京エレクトロン株式会社
代表者名	代表取締役会長兼社長 東 哲郎 (コード:8035、東証第1部)
問合せ先	総務部長 前島 裕紀 (TEL 03-5561-7000)

東京エレクトロン株式会社と Applied Materials, Inc.の経営統合のスキーム変更について

東京エレクトロン株式会社(代表取締役会長 兼 社長、CEO 東哲郎)(以下、「東京エレクトロン」)は、2013年9月24日付「東京エレクトロン株式会社と Applied Materials, Inc.の経営統合に関する合意について」及び同年10月2日付(追加)「東京エレクトロン株式会社と Applied Materials, Inc.の経営統合に関する合意について」の一部追加について(併せて以下、「本開示済資料」)においてお知らせしておりますとおり、Applied Materials, Inc.(社長 兼 CEO Gary Dickerson)(以下、「アプライド マテリアルズ」。東京エレクトロンと併せて「両社」)との間で経営統合(以下、「本経営統合」)について合意し、経営統合契約(以下、「本契約」)を締結いたしました。本経営統合は、両社対等の立場で行われるものであり、①本経営統合後に両社の完全親会社となるオランダ法準拠の会社(以下、「本統合持株会社」)を設立した上で、②本経営統合を通じて、東京エレクトロンの株主には同社の普通株式1株に対し本統合持株会社の普通株式3.25株を、アプライド マテリアルズの株主には同社の普通株式1株に対し本統合持株会社の普通株式1株を交付し、③さらに、本経営統合後に両社の株主が保有することとなる本統合持株会社の普通株式について東京証券取引所及び Nasdaq 株式市場に新規に上場申請を行うことからなるものです。このうち、①及び②を実現するための方法として、昨年9月24日の本契約締結時点では、アプライド マテリアルズ側では、アプライド マテリアルズと本統合持株会社の間接子会社(米国デラウェア州)との間の三角合併(以下、「アプライド マテリアルズ三角合併」)、東京エレクトロン側では、東京エレクトロンと本統合持株会社の日本子会社との間の三角合併(以下、「東京エレクトロン三角合併」)を予定しておりましたが、本経営統合に係る取引が、米国の内国歳入法の下で新たに設けられた規則に適合することを確実にするため、米国税制に関する専門家の意見を踏まえて、両社間で、東京エレクトロン側の手続きとして、東京エレクトロン三角合併に代えて、株式交換の対価を本統合持株会社の株式とし、東京エレクトロンが、本統合持株会社の日本子会社の直接の完全子会社、本統合持株会社の間接の完全子会社となる三角株式交換(以下、「東京エレクトロン三角株式交換」)(詳細は2(1)参照)に変更すること(以下、「本スキーム変更」)に合意し、それぞれ2014年2月14日(日本時間)開催の東京エレクトロンの取締役会及び2014年2月14日(カリフォルニア時間)開催のアプライドマテリアルズの取締役会において、本スキーム変更を反映するために本契約の変更契約(以下、「変更契約」)を締結することを決定いたしました。

本スキーム変更は、本統合持株会社の企業価値を損なうことなく、本経営統合の目的の実現を目指すものであり、東京エレクトロンとアプライド マテリアルズの株主の皆様の利益に合うものと考えております。なお、従前予定しておりました三角合併による場合と同様、三角株式交換による場合も本経営統合後に東京エレクトロンは本統合持株会社の子会社となります。

また、本経営統合は、両社の株主総会の承認及び日本、米国その他の国における適用ある競争法に基づく関係当局の承認等を条件としております。

1. 本経営統合の背景及び目的

本経営統合の背景及び目的は、本開示済資料においてお知らせしているところから変更ございません。

すなわち、両社は設立以来、半世紀以上に渡って、半導体やディスプレイの技術の進歩を支えてきました。今日

では、パソコン、スマートフォン、タブレットなどのモバイル機器は飛躍的な進歩を遂げ、技術革新スピードや技術の複雑多様化およびコストに対する要求度はかつてない水準に達しています。

今後、業界が更なる発展と成長を継続し、更に高度で豊かな社会を作り上げていく為には直面する様々な技術的課題に対し、より優れたソリューションを迅速かつ低コストで提供することが必要となってきます。今回の経営統合の目的は、今後求められる課題に対して、両社が有する幅広い経験と知見を融合させることにより、デバイス性能や歩留まりおよびコスト改善を実現する革新的ソリューションを提供することにあります。

これにより両社は半導体、ディスプレイ製造装置業界においてそれぞれが持つ多彩な人材や技術を融合し、トランジスター、配線工程、先端パッケージ、ディスプレイなどの最先端分野において新たな技術革新を担うリーディング企業を目指していきたくと考えております。

2. 本経営統合の要旨

(1) 本経営統合の方法

両社は対等の立場で、本経営統合を行うことを基本理念としております。本契約及び変更契約に従い、(i)東京エレクトロン三角株式交換及び(ii)アプライド マテリアルズ三角合併等が実施される結果、東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズはいずれも本統合持株会社の完全子会社となる予定です。東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズの株主は、本経営統合の対価として、オランダに設立され、東京証券取引所及び Nasdaq 株式市場での上場を予定している本統合持株会社の普通株式を受け取ることとなります。

具体的には、両社は本契約及び変更契約に従い、以下の方法によって本経営統合を実施することを予定しております(詳細は「添付資料1」参照)。

① 東京エレクトロンによる本統合持株会社及び東京エレクトロンと東京エレクトロン三角株式交換を行う合同会社(日本)(以下、「三角株式交換当事会社(日本)」)の設立(なお、三角株式交換当事会社(日本)は、東京エレクトロン三角株式交換に先立ち、本統合持株会社の完全子会社となります。)

※ 本統合持株会社は2014年1月6日に設立済(2013年12月18日付「Applied Materials, Inc.との統合準備のための子会社の設立に関するお知らせ」参照)。本スキーム変更により、三角株式交換当事会社(日本)の設立時期その他の事項の一部が変更となります(2014年2月15日付「(訂正)「Applied Materials, Inc.との統合準備のための子会社の設立に関するお知らせ」の一部訂正について」参照。)

② アプライド マテリアルズによる、アプライド マテリアルズとアプライド マテリアルズ三角合併を行うデラウェア州法準拠の会社(米国)(以下、「三角合併当事会社(米国)」)の設立(なお、三角合併当事会社(米国)は、アプライド マテリアルズ三角合併に先立ち、本統合持株会社の間接子会社となります。)

③ 東京エレクトロンを株式交換完全子会社、三角株式交換当事会社(日本)を株式交換完全親会社とし、本統合持株会社の普通株式を対価とする東京エレクトロン三角株式交換(東京エレクトロンの普通株式1株に対し、本統合持株会社の普通株式3.25株が交付されます。)

④ 上記③の効力発生を条件として、アプライド マテリアルズを存続会社、三角合併当事会社(米国)を消滅会社とし、本統合持株会社の普通株式を対価とするアプライド マテリアルズ三角合併(アプライド マテリアルズの普通株式1株に対し、本統合持株会社普通株式1株が交付されます。)

⑤ 本統合持株会社の普通株式の、東京証券取引所及び Nasdaq 株式市場での上場

(2) 本経営統合の日程

本 契 約 締 結 日	2013年9月24日
変 更 契 約 締 結 日	2014年2月15日
株 主 総 会 基 準 日 公 告 日 (東京エレクトロン、アプライド マテリアルズ)	未定
株 主 総 会 基 準 日	未定

(東京エレクトロン、アプライド マテリアルズ)	
株 主 総 会 決 議 日 (東京エレクトロン、アプライド マテリアルズ)	未定
上 場 廃 止 日(東京エレクトロン)	未定
本 経 営 統 合 期 日 (効 力 発 生 日)	未定
本 統 合 持 株 会 社 上 場 日 (東 証 第 1 部 (外 国 株))	未定

(注1) 東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズは、本統合持株会社をして、本契約締結後、実務上合理的に可能な限り速やかに、本統合持株会社による本経営統合に伴う株式発行に係る米国証券法上のフォーム S-4 に基づく登録届出書(Registration Statement)、及び本経営統合に関して開催されるアプライド マテリアルズの株主総会に係るアプライド マテリアルズの株主宛の委任勧誘状(Proxy Statement)を提出させるものとします。

(注2) 東京エレクトロンは、本統合持株会社をして、本契約締結後、実務上合理的に可能な限り速やかに、本統合持株会社による本経営統合に伴う株式発行に係る有価証券届出書を届出させるものとします。

(注3) 日程のうち、未定のものについては、登録届出書(Registration Statement)の効力発生のタイミングを考慮した上で決定される予定であり、決定次第お知らせいたします。なお、両社は、2014 年半ばから後半を目処に本経営統合の効力を発生させたいと考えております。

(3) 本経営統合に係る割当ての内容(株式交換比率)

① 本統合持株会社との株式交換比率

東京エレクトロン三角株式交換において東京エレクトロンの普通株式 1 株あたりに交付される本統合持株会社の普通株式の数(注 1)	3.25
アプライド マテリアルズ三角合併においてアプライド マテリアルズの普通株式 1 株あたりに交付される本統合持株会社の普通株式の数(注 1)	1
東京エレクトロン三角株式交換において東京エレクトロンの株主に交付される本統合持株会社の普通株式の合計数(注 2)	582,359,973
アプライド マテリアルズ三角合併においてアプライド マテリアルズの株主に交付される本統合持株会社の普通株式の合計数(注 2)	1,204,053,948

(注1) 本契約及び変更契約に従い、東京エレクトロンの株主は、東京エレクトロン三角株式交換の効力発生直前時に保有する同社普通株式1株に対して本統合持株会社の普通株式 3.25 株を、アプライド マテリアルズの株主は、アプライド マテリアルズ三角合併の効力発生直前時に保有する同社普通株式1株に対して本統合持株会社の普通株式1株を受け取ることとなります。ただし、アプライド マテリアルズ三角合併の効力発生直前時におけるアプライド マテリアルズが保有する自己株式及びアプライド マテリアルズ子会社が保有するアプライド マテリアルズの普通株式並びに(もしあれば)デラウェア州法に基づく反対株式買取請求権を行使した株主については、何らの対価も割り当てられません。また、東京エレクトロンは、会社法に基づく反対株式買取請求権を行使した株主からの自己株式取得後東京エレクトロン三角株式交換の効力発生直前時まで、当該時点における全ての自己株式を消却することを予定しております。なお、上記株式交換比率は、2013 年 9 月 24 日の本契約締結時点で両社が合意した比率と同一です。

(注2) 本統合持株会社が交付する新株式数は、2013 年 9 月 20 日の終了時点における東京エレクトロンの自己株式を除く発行済株式総数(179,187,684 株)及び 2013 年 9 月 18 日の終了時点におけるアプライド マテリアルズの自己株式を除く発行済株式総数(1,204,053,948 株)に基づいて算出しております。

(注3) 本経営統合に際しては 1 株に満たない端数となる株式は発行されません。東京エレクトロンの株主に交付すべき本統合持株会社の普通株式に 1 株に満たない端数があるときは、東京エレクトロンの株主は、代わりとして東京エレクトロン三角株式交換に際して締結される株式交換契約(当該株式交換契約の様式は変更契約に添付されます。)に従って計算された金銭の交付を受けることとなります。アプライド マテリアルズの株主に交付すべき本統合持株会社の普通株式に 1 株に満たない端数があるときは、アプライド マテリアルズの株主は、代わりとして、按分に応じて端数相当の本統合持株会社の普通株式の商業的合理的な方法による売却の対価で

ある金銭の交付を受けることとなります。

(注4) 単元未満株式の取扱い

本統合持株会社の設立準拠国であるオランダにおいては、単元未満株式の制度は存在しません。

② 対価となる株式の発行会社の概要

後記「5. 本経営統合後の状況(本統合持株会社の概要、経営目標等)」をご参照下さい。

③ 対価の換価の方法に関する事項

(i) 対価を取引する市場

東京証券取引所及び Nasdaq 株式市場(予定)

(ii) 取引の媒介を行う者

本統合持株会社の普通株式は、米国証券取引委員会への登録並びに Nasdaq 株式市場及び東京証券取引所に上場が完了した後、日本全国の各金融商品取引業者(証券会社)及び米国の証券会社にて取引の媒介が行われる予定です。

(iii) 対価の譲渡その他の処分についての制限

該当事項はありません。

(iv) 対価の移転又は行使に要する第三者の許可等

該当事項はありません。

(v) 対価の市場価格に関する事項

本統合持株会社の普通株式は東京証券取引所及び Nasdaq 株式市場に上場される予定ですが、現時点では、該当事項はありません。

(vi) 対価が自己株式の取得、持分の払戻しその他これらに相当する手続により払戻しができるものであるときはその方法に関する事項

該当事項はありません。

(4) 本経営統合に伴う東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズの新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

本契約及び変更契約の定めに従って、東京エレクトロンにおいて発行済の全ての新株予約権は、東京エレクトロンによって無償で取得され、消却される予定です。かかる東京エレクトロンの新株予約権者に対しては、東京エレクトロン三角株式交換における株式交換比率と同じ比率で、本統合持株会社の普通株式を目的とする新株予約権その他のオプション権を東京エレクトロン三角株式交換とは別の手続において交付される予定です。また、本契約及び変更契約の定めに従って、アプライド マテリアルズにおいて発行済の全ての新株予約権その他のアプライド マテリアルズ普通株式を目的とするオプション権は、アプライド マテリアルズ三角合併における株式交換比率と同じ比率で、本統合持株会社の普通株式を目的とする新株予約権その他のオプション権となる予定です。

なお、東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズは、新株予約権付社債を発行していません。

(5) 本統合持株会社の上場申請に関する事項

東京エレクトロン、アプライド マテリアルズ及び本統合持株会社は、本契約締結後、実務上合理的に可能な限り速やかに、本統合持株会社の普通株式について、本経営統合の完了時又はその直後から、東京証券取引所及び Nasdaq 株式市場において取引ができるよう、これらの市場に新規上場申請を行う予定です。

3. 本経営統合に係る割当ての内容の算定根拠等

2013年9月24日に公表しました本開示資料に記載されている、対価を選択した理由、株式交換比率の算定の基礎、算定の経緯、財務アドバイザーとの関係、上場廃止となる見込みおよびその理由、公正性を担保するための措置ならびに利益相反を回避するための措置につきましては、以下のとおり実質的な変更はございません。

(1) 対価を選択した理由

東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズは相互に補完し合える強みを活かし、最先端分野において新たな技術革新を担うリーディング企業を目指すという本経営統合の目的を達成するために、オランダに本統合持株会社を設立し、兄弟会社となることにいたしました。本経営統合に伴い、東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズの株式はそれぞれ上場廃止となる予定ですが、その代わりとして、本経営統合の対価である本統合持株会社の普通株式は、東京証券取引所及び Nasdaq 株式市場に新規上場される予定です。

(2) 算定の基礎

東京エレクトロンは、本経営統合の株式交換比率の算定にあたって、東京エレクトロンの株主に対し財務的見地からの公正性を確保するため、独立した財務アドバイザーに株式交換比率に関する財務分析を依頼し、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社及びその関係会社(Morgan Stanley & Co. LLC を含み、以下、総称して「三菱 UFJ モルガン・スタンレー」)を起用いたしました。三菱 UFJ モルガン・スタンレーによる本経営統合に係る株式交換比率に関する財務分析の概要につきましては、添付資料 2「株式交換比率に関する財務アドバイザーの分析概要」をご参照下さい。当初予定しておりました三角合併による場合と、本スキーム変更後の三角株式交換による場合とで、東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズの1株あたり株式価値や本経営統合後の会社の実質的な変更はございません。

(3) 算定の経緯

東京エレクトロンは、三菱 UFJ モルガン・スタンレーによる株式交換比率に関する財務分析の結果を参考に、各社の財務の状況、資産の状況、将来の事業見通し等の要因を総合的に勘案した上、両社で株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ね、最終的に、2. (3)「株式交換比率」に記載の株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意・決定いたしました。

(4) 財務アドバイザーとの関係

東京エレクトロンの財務アドバイザーである三菱 UFJ モルガン・スタンレーは、東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズの関連当事者には該当せず、本経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。但し、三菱 UFJ モルガン・スタンレーは、本経営統合に関し、三菱 UFJ モルガン・スタンレーが提供するサービスに対し手数料を東京エレクトロンから受領する予定ですが、その相当部分について本経営統合の完了を条件としています。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

本経営統合により、東京エレクトロンの普通株式は東京証券取引所における上場廃止基準に基づき、上場廃止となる予定です。なお、本統合持株会社は、本経営統合の対価である本統合持株会社の普通株式について、東京証券取引所及び Nasdaq 株式市場に新規上場申請を行う予定です。

(6) 公正性を担保するための措置

東京エレクトロンは、上記(2)「算定の基礎」に記載の株式交換比率に関する財務分析の受領に加え、2013 年 9 月 24 日付にて、三菱 UFJ モルガン・スタンレーから、添付資料 2 記載の前提条件その他一定の条件のもとに、合意された株式交換比率が、同日現在、東京エレクトロンの株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書(いわゆる「フェアネス・オピニオン」)を取得しています。

さらに、法務アドバイザーとして、東京エレクトロンは西村あさひ法律事務所及び Jones Day を選定し、本経営統合に関する事項についての助言を受けています。

(7) 利益相反を回避するための措置

本経営統合にあたって、東京エレクトロンとアプライド マテリアルズとの間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

4. 本経営統合の当事会社の概要

添付資料 3. 「東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズの概要」をご参照下さい。

5. 本経営統合後の状況(本統合持株会社の概要、経営目標等)

(1) 本統合持株会社の概要等

(1) 名称	(注 1)
(2) 所在地	Kerkenbos 1015, Unit C, 6546 BB, Nijmegen, the Netherlands
(3) 代表者の役職・氏名	Gary Dickerson(本経営統合の完了時における CEO 兼 Executive Director として)
(4) 事業内容	東京エレクトロンとアプライド マテリアルズを保有する持株会社
(5) 資本金の額	(注 2)
(6) 決算期	(注 3)
(7) 純資産	(注 2)
(8) 総資産	(注 2)

(注 1)本統合持株会社設立時点の商号は、TEL-Applied Holdings B.V.ですが、東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズは、本経営統合の実行に先立ち又は本経営統合の実行に伴って、本統合持株会社の商号を変更する予定です。また、本経営統合の実行に先立ち、本統合持株会社は、オランダ法下の非公開有限責任会社(besloten vennootschap)から、公開有限責任会社(naamloze vennootschap)に組織変更する予定です。

(注 2)本統合持株会社設立時点の資本金の額は 1 ユーロ、設立時点の純資産及び総資産の額はそれぞれ 0 ユーロですが、本統合持株会社は、東京エレクトロン三角株式交換に先立ち、三角株式交換当事会社(日本)に対して、東京エレクトロン三角株式交換の対価となる本統合持株会社の普通株式の発行等を予定しており、資本金、純資産及び総資産の額は変動する予定です。

(注 3)本統合持株会社設立時点の決算期は 12 月 31 日ですが、東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズは、本経営統合の実行に先立ち又は本経営統合の実行に伴って、本統合持株会社の事業年度の末日を決定する予定です。

(2) 本統合持株会社の運営体制

本統合持株会社の運営体制は、本開示済資料においてお知らせしているところから変更ございません。

本経営統合の効力発生時点における本統合持株会社の会長、副会長等

本経営統合の効力発生時点においては、本統合持株会社は、以下の役員体制を予定しております。

会長： 東哲郎（現東京エレクトロン代表取締役会長 兼 社長、CEO）

副会長： Michael Splinter（現アプライド マテリアルズ代表執行役会長）及び常石哲男（現東京エレクトロン取締役副会長）

CEO： Gary Dickerson（現アプライド マテリアルズ社長 兼 CEO）

CFO： Bob Halliday（現アプライド マテリアルズ CFO）

本経営統合の効力発生時点における本統合持株会社の取締役会の役員比率

本経営統合の効力発生時点の本統合持株会社の取締役会の構成員は計 11 名で、各 5 名を東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズがそれぞれ選出し、残り 1 名を両社合意の上で選出します。11 名中 7 名については社外から招聘いたします。現東京エレクトロン代表取締役会長 兼 社長で CEO の東哲郎氏が、議長を務

める予定です。

(3) 統合効果

本統合持株会社の統合効果は、本開示済資料においてお知らせしているところから変更ございません。すなわち、本経営統合は、効率的な経営資源の活用によるコスト競争力の強化や豊富な技術基盤の上でより大きな開発投資を実現可能とする新しいプラットフォームを構築するものです。本統合持株会社は、統合によるシナジーを可能な限り早期かつ最大限に発揮し、企業価値の向上を図ってまいります。具体的には、本経営統合後会計初年度において年換算の推定収益として約 2.5 億ドル(約 247 億円)の統合シナジー効果の創出を、また本経営統合後 3 年経過時においては、年間で約 5 億ドル(約 494 億円)の統合シナジー効果の創出を目指してまいります。さらに本統合持株会社は、統合完了後 12 カ月以内に 30 億ドル(約 2,962 億円)の自社株買いを予定しています。統合完了後の会計初年度には、自社株買いを反映した結果、非 GAAP ベースで EPS が向上されます。

注: 上記のシナジー及び自社株買いの金額に関しては、1ドル=98.74 円で円貨に換算しております

(4) 実質的存続性審査

本統合持株会社は、東京エレクトロン三角株式交換の対価として発行する本統合持株会社の普通株式について、いわゆるテクニカル上場するために東京証券取引所市場第一部へ外国会社として上場申請する予定ですが、東京証券取引所から、2013 年 9 月 24 日付で、本経営統合が実施された場合、東京エレクトロンは実質的な存続会社でないと認められることから、本統合持株会社がテクニカル上場を申請する場合でも、実質的存続性の喪失に係る猶予期間(本経営統合の効力発生日以後最初に終了する事業年度の末日から 3 年を経過する日(当該 3 年を経過する日が本統合持株会社の事業年度の末日に当たらない場合は、当該 3 年を経過する日の直前に終了する事業年度の末日)までの期間)に入る旨の発表がございました。猶予期間内に、本統合持株会社が新規上場審査に準じた基準に適合しない時には、本統合持株会社の普通株式は上場廃止となりますが、東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズは、本統合持株会社について猶予期間内に当該基準に適合しているかどうかの審査に係る申請を行い、当該基準に適合することが可能と考えております。また、猶予期間内であっても、上場が維持され、本統合持株会社株式の売買等を通常どおり行うことができるほか、企業活動についても特に支障はございません(2013 年 9 月 25 日付「Applied Materials, Inc.の経営統合にかかる東京証券取引所の審査に関するお知らせ」参照)。

6. 会計処理の概要

東京エレクトロンは本経営統合後、米国会計基準に準拠する予定です。また、本経営統合に係る会計処理については未定であるため、決定次第、改めてお知らせします。

7. 今後の見通し

本経営統合による東京エレクトロンの今期業績への見通しはございません。

以 上

- 添付資料 1. 本経営統合のスキーム図
添付資料 2. 株式交換比率に関する財務アドバイザーの分析概要
添付資料 3. 東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズの概要

【本件に関するお問い合わせ先】

東京エレクトロン株式会社

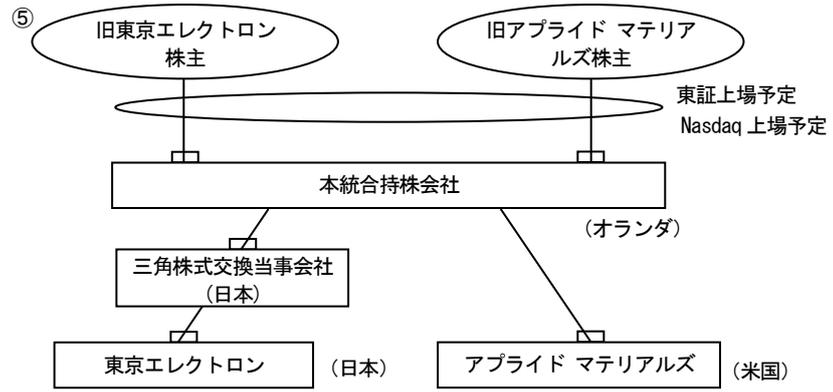
総務部

TEL: 03-5561-7000

本経営統合のスキーム図

<p>現状</p>	<p>東京エレクトロン株主 東京エレクトロン (日本)</p> <p>アプライド マテリアルズ株主 アプライド マテリアルズ (米国)</p>
<p>東京エレクトロンによる本統合持株会社の設立と東京エレクトロン・アプライド マテリアルズそれぞれによる三角型組織再編の当事会社の設立</p>	<p>①</p> <p>東京エレクトロン株主 東京エレクトロン 本統合持株会社 三角株式交換当事会社 (日本)</p> <p>②</p> <p>アプライド マテリアルズ株主 アプライド マテリアルズ 三角合併当事会社 (米国)</p>
<p>東京エレクトロン 三角株式交換</p>	<p>③</p> <p>東京エレクトロン株主 東京エレクトロン (虚線) 本統合持株会社 三角株式交換当事会社 (日本) 東京エレクトロン</p> <p>本統合持株会社 株式</p> <p>※ 東京エレクトロンが株式交換完全子会社 三角株式交換当事会社 (日本) が株式交換完全親会社 ※ この結果、東京エレクトロン株主は、東京エレクトロン株式に代えて本統合持株会社の普通株式を保有する。</p> <p>東京エレクトロン三角株式交換</p>
<p>アプライド マテリアルズ三角合併</p>	<p>④</p> <p>東京エレクトロン株主 本統合持株会社 三角株式交換当事会社 (日本) 東京エレクトロン</p> <p>アプライド マテリアルズ株主 アプライド マテリアルズ 三角合併当事会社 (米国) (虚線)</p> <p>アプライド マテリアルズ三角合併</p> <p>本統合持株会社 株式</p> <p>※ アプライド マテリアルズ三角合併に先立ち、三角合併当事会社 (米国) が本統合持株会社の (間接) 完全子会社となる。 ※ アプライド マテリアルズが存続会社、三角合併当事会社 (米国) が消滅会社 ※ この結果、アプライド マテリアルズ株主は、アプライド マテリアルズ株式に代えて本統合持株会社の普通株式を保有する。</p>

本経営統合後



※ 本統合持株会社とアプライド マテリアルズの間には中間持株会社が介在することが想定されている。

株式交換比率に関する財務アドバイザーの分析概要

(東京エレクトロンの財務アドバイザーによる分析概要)

三菱 UFJ モルガン・スタンレーは、市場株価分析、貢献度分析、ディスカウント・キャッシュ・フロー（以下、「DCF」）分析、類似取引分析に基づく分析結果を総合的に勘案して株式交換比率の分析を行っております。

市場株価分析については 2013 年 9 月 23 日を算定基準日として、東京証券取引所および Nasdaq 株式市場での算定基準日から複数の期間^(注 1)における各日の為替レートを適用して米ドルに換算した東京エレクトロン株価終値のアップライド マテリアルズ株価終値に対する日々の市場株価比率に基づき、株式交換比率の算定レンジを分析いたしました。また、貢献度分析及び DCF 分析については、東京エレクトロン及びアップライド マテリアルズの経営陣により提示された各社のスタンド・アローンベースの本経営統合による影響を加味していない財務予測及び株式アナリストの財務予測を算定の基礎といたしました。

三菱 UFJ モルガン・スタンレーによる本経営統合における株式交換比率の算定結果の概要は、以下の通りです（アップライド マテリアルズの普通株式の 1 株当たりの交換比率を 1 とした場合の各算定手法による算定レンジを記載しております。）。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価分析(3ヶ月間) ^(注1)	2.68x ~ 3.43x
貢献度分析	0.98x ~ 3.70x
DCF 分析	2.21x ~ 4.29x
類似取引分析	2.78x ~ 3.67x

また、本文3.(6)「公正性を担保するための措置」に記載の通り、三菱 UFJ モルガン・スタンレーは東京エレクトロン取締役会からの依頼に基づき、2013 年 9 月 24 日付にて、本契約において合意された株式交換比率が東京エレクトロンの普通株式の株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を、東京エレクトロンの取締役会に対して提供しております。

フェアネス・オピニオンにおける三菱 UFJ モルガン・スタンレーの意見は、当該フェアネス・オピニオンに記載された様々な重要な条件及び免責事項等に基づき、また、それらを前提としております。また、三菱 UFJ モルガン・スタンレーは、特定の株式交換比率を唯一適切なものとして東京エレクトロン又はその取締役会に対して推奨することはしておりません。

株式交換比率の分析及び意見の前提条件・免責事項については、(注 2)をご参照下さい。

(注 1) 東京証券取引所又は Nasdaq 株式市場のいずれかのみが休場の場合には、三菱 UFJ モルガン・スタンレーは株式交換比率の算定レンジの算出に際し、休場である取引所で取引がなされている株式に関し前取引日の株価終値を使用の上、1 取引日と見なしております。

(注 2) 三菱 UFJ モルガン・スタンレーのフェアネス・オピニオン及びその基礎となる株式交換比率の分析・算定は、東京エレクトロンの取締役会に宛てたものであり、本契約における株式交換比率が、フェアネス・オピニオンの日付現在、東京エレクトロンの普通株式の株主にとって財務的見地より妥当であるか否かのみを対象とするものです。フェアネス・オピニオン及び分析は、本件に関する他の側面については一切対象としておらず、本経営統合に関する一切の株主総会に関する株主による議決権行使又はその他の行動につき、東京エレクトロン又はアップライド マテリアルズの株主に対して、意見を述べたり、また、推奨を行うものでもありません。三菱 UFJ モルガン・スタンレーは、特定の株式交換比率を東京エレクトロン又はその取締役会に対して推奨することはしておらず、また、特定の株式交換比率が本経営統合にとって唯一適切なものとして推奨することもしません。フェアネス・オピニオン及び分析は東京エレクトロン、アップライド マテリアルズ又は本統合持株会社の普通株式の株価を鑑定又は査定するものではなく、当該株式が実際に取引され得る株価を反映するものではありません。

三菱 UFJ モルガン・スタンレーは、フェアネス・オピニオン及び分析を提供するにあたり、次のような作業・分析を実施しました。

- (a) 東京エレクトロン及びアップライド マテリアルズの公表された財務諸表その他の事業及び財務関連情報(株式アナリストの財務予測を含みます)のレビュー
- (b) 東京エレクトロン及びアップライド マテリアルズに関する社内用財務諸表その他の財務及び事業運営に関するデータのレビュー
- (c) 東京エレクトロン及びアップライド マテリアルズの各経営陣により提示された財務予測のレビュー
- (d) 東京エレクトロン及びアップライド マテリアルズの各経営陣が作成した、本経営統合により期待される戦略上、財務上及び事業運営上のメリットに関する考察の検討
- (e) アップライド マテリアルズの現在及び過去の事業運営、財政状態並びに今後の予測(本経営統合により期待される戦略上、財務上及び事業運営上のメリットに関する考察を含みます)に関する、アップライド マテリアルズの経営陣とのディスカッション

- (f) 東京エレクトロンの現在及び過去の事業運営、財政状態並びに今後の予測(本経営統合により期待される戦略上、財務上及び事業運営上のメリットに関する考察を含みます)に関する、東京エレクトロンの経営陣とのディスカッション
- (g) 本経営統合が東京エレクトロン株式会社1株当たり利益、キャッシュ・フロー、連結株主資本及び財務諸比率に与える影響のプロ・フォーマ分析
- (h) 東京エレクトロン普通株式及びアブライド マテリアルズ普通株式の公表された株価及び株式トレーディング状況のレビュー
- (i) 東京エレクトロン及びアブライド マテリアルズの財務状況並びに東京エレクトロン普通株式とアブライド マテリアルズ普通株式の株価及び株式トレーディング状況と、類似上場企業の財務状況並びにそれらの普通株式の株価及び株式トレーディング状況との比較分析
- (j) 公知となっている過去類似取引の取引条件のレビュー
- (k) 東京エレクトロン及びアブライド マテリアルズの代表者その他関係者、並びに各会計、税務、法務アドバイザーとの特定のディスカッション及び交渉への参画
- (l) 本契約(2013年9月23日付ドラフト)、その他関連書類のレビュー
- (m) その他三菱UFJモルガン・スタンレーが適当と考える各種情報のレビュー及びその他の事項に関する考察

三菱UFJモルガン・スタンレーは、フェアネス・オピニオンの作成及び分析にあたり、既に公開されている情報又は東京エレクトロン若しくはアブライド マテリアルズによって提供等され入手した情報が正確かつ完全なものであることを前提としてこれに依拠しており、当該情報の正確性及び完全性につき独自の検証を行っておりません。また三菱UFJモルガン・スタンレーは、本経営統合により期待される戦略上、財務上及び事業運営上のメリットに関する情報を含む財務予測につき、東京エレクトロン及びアブライド マテリアルズの将来の財務状況に関する現時点で入手可能な最善の予測及び判断を反映するものとして、東京エレクトロン及びアブライド マテリアルズの経営陣によって合理的に用意・作成されたものであることを前提としております。さらに三菱UFJモルガン・スタンレーは、本経営統合が本契約に記載された条件について、何ら放棄、変更又は遅滞なく実行されること及び東京エレクトロンの普通株式が株式交換比率に従って本統合持株会社の普通株式に交換される際に東京エレクトロンの普通株式の株主に税金が課されないことを前提としています。三菱UFJモルガン・スタンレーは、本経営統合のために必要な政府機関、監督官庁等による許認可、同意等はすべて取得可能であり、かつ、かかる許認可、同意等には、本経営統合により期待されるメリットに重大な悪影響を及ぼすような遅延、制限又は条件が付されないことを前提としております。三菱UFJモルガン・スタンレーは、法務、会計、税務、規制、企業年金に関するアドバイザーではありません。三菱UFJモルガン・スタンレーはファイナンシャル・アドバイザーであり、法務、会計、税務、規制、企業年金に関する問題については、独自の検証を行うことなく、東京エレクトロン及びそれらの法律、会計、税務のアドバイザーによる判断に依拠しています。三菱UFJモルガン・スタンレーは東京エレクトロン又はアブライド マテリアルズの資産及び負債について、独自の評価・査定は行っておらず、また評価・査定の提供を一切受けていません。三菱UFJモルガン・スタンレーのフェアネス・オピニオン及び分析は、フェアネス・オピニオンの日付現在における金融、経済、為替、市場その他の状況及び、同日現在において三菱UFJモルガン・スタンレーが入手している情報に基づくものです。同日以降に生じる事象が、フェアネス・オピニオン及び分析並びにフェアネス・オピニオンの作成に用いられた前提に影響を及ぼす可能性はありますが、三菱UFJモルガン・スタンレーは、フェアネス・オピニオン及び分析を更新し、改訂し、又は再確認する義務を負うものではありません。フェアネス・オピニオンにおける意見を表明するにあたり、三菱UFJモルガン・スタンレーは、東京エレクトロンの関与する買収、事業統合その他の特別な取引に関して、いかなる取引主体に対する勧誘行為を行うことも認められておらず、また現に勧誘行為を行っておりません。

フェアネス・オピニオンの作成及びその基となる分析は複雑な過程を経ており、必ずしも部分的な分析や要約した記載に適したものではありません。三菱UFJモルガン・スタンレーは、その意見を表明するにあたって、全ての分析結果を全体として考察しており、考察した分析又は要因のうち何れか特定のものに何ら重きを置いておりません。三菱UFJモルガン・スタンレーは、その分析の全てを全体として考察することなく特定の部分を取り上げる場合には、三菱UFJモルガン・スタンレーの分析及び意見を形成する際の過程の捉え方が不完全なものになると考えます。加えて、三菱UFJモルガン・スタンレーは、各種の分析及び要因につき他の分析及び要因よりも重きを置く、あるいは置かない場合があり、また、各種の前提につき他の前提よりもより確実性が高い又は低いとみなしている場合があります。そのため、本書に記載されている特定の分析に基づく評価レンジを、東京エレクトロン又はアブライド マテリアルズの実際の価値に関する三菱UFJモルガン・スタンレーによる評価であると捉えることはできません。三菱UFJモルガン・スタンレーは、分析を行うにあたって、業界状況、一般的なビジネス及び経済の状況並びにその他の事項に関して多数の前提を置いており、その多くは東京エレクトロン又はアブライド マテリアルズが制御できないものです。三菱UFJモルガン・スタンレーの分析に含まれる全ての予測は、必ずしも将来の結果や実際の価値を示すものではなく、かかる結果や価値は、当該予測によって示唆されるものに比して大幅に良くも悪くもなり得るものです。本書に含まれる要約は、三菱UFJモルガン・スタンレーによって行われた重要な分析を記載するものではありませんが、三菱UFJモルガン・スタンレーによる分析を完全に記載するものではありません。

株式交換比率は、東京エレクトロンとアブライド マテリアルズとの間で独立当事者間の交渉を経て決定されたものであり、東京エレクトロンの取締役会によって承認されています。三菱UFJモルガン・スタンレーによる分析及びフェアネス・オピニオン並びに東京エレクトロンの代表者へのそれらの提出は、東京エレクトロンの取締役会が本経営統合を承認するに際して考慮した数多くの要因のうちの一つに過ぎません。したがって、本書に記載された分析が、株式交換比率に関する東京エレクトロンの取締役会の意見を決定するものであるとか、東京エレクトロンの取締役会が異なる株式交換比率につき同意をするものであったか否かを決定するものであると捉えることはできません。

三菱UFJモルガン・スタンレーは、本件に関し、東京エレクトロンの取締役会のファイナンシャル・アドバイザーとして役務を提供し、当該役務の対価として手数料を受領する予定です。なお、手数料の大部分の受領は、本経営統合の完了を条件としています。過去に、三菱UFJモルガン・スタンレーは、アブライド マテリアルズに対してファイナンシャル・アドバイザーとして及びファイナンスについての役務を提供しており、これらの役務の対価として通常の手数料を受領しております。また、三菱UFJモルガン・スタンレーは、将来において東京エレクトロン、アブライド マテリアルズ及び本統合持株会社に対してこれらの役務を提供し、将来これらの役務の対価として手数料を受領する可能性があります。

三菱UFJモルガン・スタンレーは、銀行業務(東京エレクトロン及びアブライド マテリアルズに対する貸付業務を含みます)、証券業務、信託業務、インベストメント・マネジメント業務、その他の金融業務等を含むグローバルな金融サービス(かかるサービスを総称して以下、「金融サービス」といいます)の提供を行っています。証券業務には、投資銀行業務、ファイナンス及びファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供のみならず、証券の引受け、売買、ブローカレッジ業務、外国為替、商品及びデリバティブ取引等が含まれます。通常の証券の引受け、売買、ブローカレッジ業務及びファイナンス業務の過程において、三菱UFJモルガン・スタンレーは東京エレクトロン、アブライド マテリアルズ若しくは本件に関連する企業の社債、株式若しくはローン、本件に関連する通貨若しくは商品、又は関連するデリバティブ商品につき買い又は売りのポジションの保持、その他、東京エレクトロン、アブライド マテリアルズ若しくは本件に関連する企業に対して三菱UFJモルガン・スタンレーの金融サービスを提供することがあり、また、自身の勘定又はその顧客の勘定において売買その他の取引を行うことがあります。三菱UFJモルガン・スタンレー並びにその取締役及び役員は、東京エレクトロン、アブライド マテリアルズ若しくは本件に関連する企業の社債、株式若しくはローン、本件に関連する通貨若しくは商品、又は関連するデリバティブ商品に対して自己資金による投資を行う場合又はこれらに対する自己資金による投資を行うファンドを運営する場合があります。また、三菱UFJモルガン・スタンレーは、東京エレクトロン、アブライド マテリアルズ若しくは本件に関連する企業に対して通常のブローカレッジ業務を行う場合があります。

東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズの概要

	東京エレクトロン	アプライド マテリアルズ																																												
(1) 名 称	東京エレクトロン株式会社	Applied Materials, Inc.																																												
(2) 所 在 地	東京都港区赤坂五丁目 3 番 1 号	3050 Bowers Avenue, P.O. Box 58039, Santa Clara, CA 95054																																												
(3) 代表者の役職・氏 名	東 哲郎	Gary E. Dickerson																																												
(4) 事 業 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ● 半導体製造装置事業 ● FPD 製造装置事業 ● 太陽光パネル製造装置事業 ● 電子部品・情報通信機器事業 	<ul style="list-style-type: none"> ● シリコン・システムズ ● アプライド・グローバル・サービス ● ディスプレイ ● エネルギー&環境ソリューションズ 																																												
(5) 資 本 金	54,961 百万円	11,970,000USドル																																												
(6) 設 立 年 月 日	1951 年 4 月 6 日(設立) 1963 年 11 月 11 日(創業)	1967 年 11 月 10 日																																												
(7) 発行済株式数	180,610 千株(2013 年 3 月末時点)	1,897,228,250 株(2013 年 7 月 28 日時点)																																												
(8) 決 算 期	3 月 31 日	10 月最終日曜日																																												
(9) 従 業 員 数	(連結)12,201 人(2013 年 3 月末時点) (単体)1,293 人(2013 年 3 月末時点)	(連結)約 14,526 人(2012 年 10 月 28 日時点) (単体)約 6,092 人(2012 年 10 月 28 日時点)																																												
(10) 主要取引銀行	<ul style="list-style-type: none"> ● 株式会社三菱東京UFJ銀行 ● 株式会社三井住友銀行 	● N/A																																												
(11) 大株主及び持株比率 (東京エレクトロンについては、2013年3月31日時点、アプライド マテリアルズについては、2013年6月30日時点の保有株式数を2013年7月28日時点の発行済株式総数(自己株式を除く)で除したものです。)	<table border="1"> <tr> <td>日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)</td> <td>10.60%</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)</td> <td>7.65%</td> </tr> <tr> <td>株式会社東京放送ホールディングス</td> <td>4.27%</td> </tr> <tr> <td>メロン バンク トリーティー クライアント オムニバス</td> <td>2.90%</td> </tr> <tr> <td>ステート ストリート バンク アン</td> <td>2.43%</td> </tr> <tr> <td>ドトラスト カンパニー 505225</td> <td></td> </tr> <tr> <td>SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS</td> <td>2.07%</td> </tr> <tr> <td>メロン バンク エヌエー アズ エージェント</td> <td>2.00%</td> </tr> <tr> <td>フォー イッツ クライアント メロン オムニバス ユーエス ペンション</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ザ バンク オブ ニューヨーク・ジャズディック トリーティー アカウント</td> <td>1.91%</td> </tr> <tr> <td>ノーザン トラスト カンパニー (エイブイエフ シー) サブ アカウント アメリカン クライアント</td> <td>1.49%</td> </tr> <tr> <td>ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505017</td> <td>1.46%</td> </tr> </table>	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	10.60%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	7.65%	株式会社東京放送ホールディングス	4.27%	メロン バンク トリーティー クライアント オムニバス	2.90%	ステート ストリート バンク アン	2.43%	ドトラスト カンパニー 505225		SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS	2.07%	メロン バンク エヌエー アズ エージェント	2.00%	フォー イッツ クライアント メロン オムニバス ユーエス ペンション		ザ バンク オブ ニューヨーク・ジャズディック トリーティー アカウント	1.91%	ノーザン トラスト カンパニー (エイブイエフ シー) サブ アカウント アメリカン クライアント	1.49%	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505017	1.46%	<table border="1"> <tr> <td>Harris Associates, L.P.</td> <td>5.95%</td> </tr> <tr> <td>The Vanguard Group, Inc.</td> <td>4.97%</td> </tr> <tr> <td>State Street Global Advisors (SSgA)</td> <td>3.97%</td> </tr> <tr> <td>BlackRock Fund Advisors</td> <td>3.96%</td> </tr> <tr> <td>T. Rowe Price Associates, Inc.</td> <td>3.63%</td> </tr> <tr> <td>Invesco Advisers, Inc.</td> <td>3.06%</td> </tr> <tr> <td>Fidelity Management & Research Company</td> <td>2.91%</td> </tr> <tr> <td>J.P. Morgan Investment Management, Inc.</td> <td>2.50%</td> </tr> <tr> <td>Artisan Partners, L.P.</td> <td>2.01%</td> </tr> <tr> <td>AllianceBernstein, L.P. (U.S.)</td> <td>1.93%</td> </tr> </table>	Harris Associates, L.P.	5.95%	The Vanguard Group, Inc.	4.97%	State Street Global Advisors (SSgA)	3.97%	BlackRock Fund Advisors	3.96%	T. Rowe Price Associates, Inc.	3.63%	Invesco Advisers, Inc.	3.06%	Fidelity Management & Research Company	2.91%	J.P. Morgan Investment Management, Inc.	2.50%	Artisan Partners, L.P.	2.01%	AllianceBernstein, L.P. (U.S.)	1.93%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	10.60%																																													
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	7.65%																																													
株式会社東京放送ホールディングス	4.27%																																													
メロン バンク トリーティー クライアント オムニバス	2.90%																																													
ステート ストリート バンク アン	2.43%																																													
ドトラスト カンパニー 505225																																														
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS	2.07%																																													
メロン バンク エヌエー アズ エージェント	2.00%																																													
フォー イッツ クライアント メロン オムニバス ユーエス ペンション																																														
ザ バンク オブ ニューヨーク・ジャズディック トリーティー アカウント	1.91%																																													
ノーザン トラスト カンパニー (エイブイエフ シー) サブ アカウント アメリカン クライアント	1.49%																																													
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505017	1.46%																																													
Harris Associates, L.P.	5.95%																																													
The Vanguard Group, Inc.	4.97%																																													
State Street Global Advisors (SSgA)	3.97%																																													
BlackRock Fund Advisors	3.96%																																													
T. Rowe Price Associates, Inc.	3.63%																																													
Invesco Advisers, Inc.	3.06%																																													
Fidelity Management & Research Company	2.91%																																													
J.P. Morgan Investment Management, Inc.	2.50%																																													
Artisan Partners, L.P.	2.01%																																													
AllianceBernstein, L.P. (U.S.)	1.93%																																													
(12) 当 事 会 社 間 の 関 係	<table border="1"> <tr> <td>資 本 関 係</td> <td>両社間には記載すべき資本関係はありません</td> </tr> <tr> <td>人 的 関 係</td> <td>両社間には記載すべき人的関係はありません</td> </tr> <tr> <td>取 引 関 係</td> <td>両社間には記載すべき取引関係はありません</td> </tr> <tr> <td>関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況</td> <td>該当事項はありません</td> </tr> </table>		資 本 関 係	両社間には記載すべき資本関係はありません	人 的 関 係	両社間には記載すべき人的関係はありません	取 引 関 係	両社間には記載すべき取引関係はありません	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません																																				
資 本 関 係	両社間には記載すべき資本関係はありません																																													
人 的 関 係	両社間には記載すべき人的関係はありません																																													
取 引 関 係	両社間には記載すべき取引関係はありません																																													
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません																																													

(13) 最近3年間の経営成績及び財政状態						
決算期	東京エレクトロン(連結)			アプライド マテリアルズ(連結)		
	11年3月期	12年3月期	13年3月期	10年10月期	11年10月期	12年10月期
連結純資産	584,801	598,602	605,127	7,536	8,800	7,235
連結総資産	809,205	783,610	775,527	10,943	13,861	12,102
1株当たり連結純資産	3,198.66	3,275.14	3,309.58	5.67	6.74	6.04
連結売上高	668,722	633,091	497,299	9,549	10,517	8,719
連結営業利益	97,870	60,443	12,548	1,384	2,398	411
連結経常利益	101,919	64,046	16,696	-	-	-
連結当期純利益	71,924	36,725	6,076	938	1,926	109
1株当たり連結当期純利益	401.73	205.04	33.91	0.70	1.45	0.09
1株当たり配当金	114.00	80.00	51.00	0.27	0.31	0.35

(単位:東京エレクトロンは百万円、アプライド マテリアルズは百万 US ドル。ただし、1株当たり連結純資産、1株当たり連結当期純利益及び1株当たり配当金に関しては、東京エレクトロンは円、アプライド マテリアルズは US ドル単位の表記。)

将来の見通しに関する記述

本書には、東京エレクトロン及びアプライド マテリアルズ間の本経営統合及びそれに関連する取引その他の事項について、将来の見通しに関する記述(forward-looking statements)が含まれています。これらの記述は、期待された本経営統合の実行の方法及び条件、今後設立される本統合持株会社の執行役・取締役の就任予定者、両社の事業に関する動向や将来の業績、両社のシナジー又は類似する事項について言及しています。将来の見通しに関する記述には、「予想する」、「考える」、「かもしれない」、「可能である」、「すべきである」、「する予定である」、「予測する」、「期待する」又はこれらに類似する表現が伴い、これらの記述の基礎となる仮定を含みます。これらの記述は、この「将来の見通しに関する記述」に述べるものと大きく相違する結果となるような、既知又は未知のリスク及び不確定要素の影響を受けるものであります。かかる要素としては、当事者の本経営統合を適時に実行する能力、当事者の関連当局の承認を適時に得る能力や両社の株主総会の承認を得る能力等の本経営統合完了の条件の充足、潜在的な訴訟の可能性(取引に起因するものを含む)、両社の運営、商品ライン、会社組織の構成、移転価格についての方針、技術、従業員をうまく統合し、本経営統合によるシナジー、コスト削減及び成長を実現する当事者の能力、未知、未評価又は未開示の義務や責任、両社と第三者との関係における本経営統合が公表された場合の潜在的インパクト、不確実な世界経済や事業環境、電気製品や半導体の需要、顧客の新技术や能力要件といった多くの要素に左右される本経営統合後の製品の需要レベル、(i)広範囲な製品の開発、実行及び維持並びに市場の拡大及び新規市場の開拓、(ii)事業環境への費用構造の適時な適合、及び(iii)重要な従業員に対する誘引、動機付け及び継続雇用のための両当事者の能力、その他のアプライド マテリアルズより米国証券取引委員会(Securities and Exchange Commission, 'SEC')に提出される書類、東京エレクトロンより日本金融庁に提出される書類、本統合持株会社により提出される予定のForm S-4 による登録届出書に記載されるリスクが挙げられます。「将来の見通しに関する記述」は全て、現時点の経営者の判断、予測及び仮定に基づくものであり、適用法令の要請がない限り、アプライド マテリアルズ、東京エレクトロン及び本統合持株会社はいずれもこれらの「将来の見通しに関する記述」を更新する義務を負いません。

募集又は勧誘のいずれにも該当しないこと

本公表は、情報を共有することのみを意図しており、あらゆる法域において、本経営統合に伴うかどうかにかかわらず、いかなる証券の買付けの募集、売付け、引受け若しくは買付けの申込みの勧誘、又は、議決権行使の勧誘を意図するものではありません。同様にまた、いかなる法域においても、適用法令に違反して証券の売却、発行又は移転は行われません。証券の募集が行われる場合には、必ず 1993 年米国証券法の Section10 や日本及びオランダにおける適用法令に定める基準を満たす目論見書が用いられます。

米国証券取引委員会への重要な追加情報の提出

アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンは、本統合持株会社をして、米国証券取引委員会に対して、Form S-4 による登録届出書を提出する予定です。Form S-4 には、アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロン間の本経営統合に関連して本経営統合に際して発行される本統合持株会社の普通株式に関する登録届出書(Registration Statement)やアプライド マテリアルズの委任勧誘状(Proxy Statement)も含まれる予定です。登録届出書には、本経営統合及びその関連事項に関する情報等の重要な情報が含まれる予定ですので、投資家及び株主の皆様におかれましては、委任勧誘状、登録届出書その他米国証券取引委員会に提出される関連文書が閲覧可能な状態になりましたら、これらの文書の全体を注意してお読みになるようお願いいたします。登録届出書その他のアプライド マテリアルズ、本統合持株会社及び東京エレクトロンが米国証券取引委員会に提出する文書は、(それらが閲覧可能な状態になった時点で)米国証券取引委員会のホームページ(www.sec.gov)にて無料で公開されます。また、(1)これらの文書のうちアプライド マテリアルズが提出したものは、アプライド マテリアルズの IR 部門(Investor Relations Department)に、郵送(住所:3050 Bowers Avenue M/S 1261, P.O. Box 58039, Santa Clara, CA 95054-3299 宛先:Applied Materials, Inc.)若しくは電話(電話番号:408-748-5227)で連絡することによって、又は、アプライド マテリアルズのホームページにおける IR のページ(URL:www.appliedmaterials.com)を閲覧することによって、無料でその写しを取得することができ、(2)東京エレクトロンが提出したものは、(i)メディア照会に関しては、東京エレクトロンの PR 部門(Public

Relations Group)に、郵送(住所:東京都港区赤坂五丁目3番1号赤坂 Biz Tower(郵便番号:107-6325))、電話(電話番号:+81-3-5561-7004)若しくは電子メール(アドレス:telpr@tel.com)で連絡することによって、(ii)アナリスト照会に関しては、東京エレクトロンの IR 部門(Investor Relations Group)に、郵送(住所:東京都港区赤坂五丁目3番1号赤坂 Biz Tower(郵便番号:107-6325))、電話(電話番号:+81-3-5561-7004)若しくは電子メール(アドレス:telpr@tel.com)で連絡することによって、又は、東京エレクトロンのホームページにおける IR のページ(URL:www.tel.co.jp)を閲覧することによって、無料でその写しを取得することができます。

委任状勧誘の主体

東京エレクトロン、アプライド マテリアルズ、及び本統合持株会社とそれぞれの取締役及び執行役は、企図されている本経営統合に関して、アプライド マテリアルズの株主からの委任状勧誘の主体とみなされる可能性があります。アプライド マテリアルズの取締役及び執行役は、2013年1月22日に米国証券取引委員会に提出された2013年の定時株主総会のための委任勧誘状 Schedule 14A、2012年12月5日に米国証券取引委員会に提出された2012年10月28日に終了する事業年度に関する Form 10-K によるアプライド マテリアルズのアニュアルレポートに記載されています。これらの書類は米国証券取引委員会のホームページ(www.sec.gov)にて無料で公開されます。また、アプライド マテリアルズの IR 部門(Investor Relations Department)に、郵送(住所:3050 Bowers Avenue M/S 1261, P.O. Box 58039, Santa Clara, CA 95054-3299 宛先:Applied Materials, Inc.)で連絡することによって、又は、アプライド マテリアルズのホームページにおける IR のページ(URL:www.appliedmaterials.com)を閲覧することによって、無料でその写しを取得することができます。本経営統合に関連する委任状勧誘の主体にかかる利害関係に関する更なる情報は、アプライド マテリアルズ及び東京エレクトロンが本統合持株会社をして米国証券取引委員会に提出させる登録届出書の中に記載される予定です。